

令和4年度「省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業」のご案内

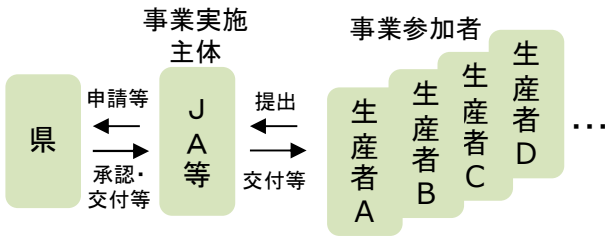
# 埼玉県は、燃油を減らす生産者の 取組みを支援します。

- ✓ 燃油を使用する施設経営生産者（野菜、花き、果樹、きのこ類）が対象です。
- ✓ 補助率1/2以内（上限額あり）で、ヒートポンプや循環扇、内張資材等が導入できます。
- ✓ 事業を要望する生産者は、お住いの地域の事業実施主体（JA、市町村、地域農業再生協議会等）を通じて県に申請してください。

## 募集期限

令和4年8月31日まで（事業実施主体→県）

## 事業スキーム



- ・生産者は、事業実施主体（JA、市町村、地域農業再生協議会等）へ計画書等を提出
- ・県は事業実施主体に対し計画承認、補助金交付等

## 事業実施主体

- ・「JA、市町村、地域農業再生協議会等」が事業実施主体になることができます。

## 対象となる生産者（事業参加者）

- 燃油**（重油、灯油）を使用した加温施設を使用する生産者（野菜、花き、果樹、きのこ類）
- 燃油使用量の削減計画**（3年間で5%以上の燃油削減）の作成

## 補助対象



区分	対象例
機器類	ヒートポンプ、循環扇、多段サーモ、局所加温装置等
被覆資材	内張（固定・カーテン等）資材等
種苗	転換により燃油削減効果が見込まれる品目・品種の種苗費
事業推進費	申請等事務に要する費用（事業実施主体のみ）

補助率1/2以下(事業推進費は定額)。詳細は裏面参照。

## 国の燃油高騰対策について

・7/29まで「施設園芸セーフティネット構築事業」加入募集中（応募は埼玉県燃油価格高騰緊急対策協議会まで）。

・国と生産者で1:1で積み立てを行い、燃油価格高騰時に補填金を受け取ることができる制度です。本事業と合わせて活用しましょう。



（埼玉県HP）施設園芸等燃油価格高騰対策

お問い合わせ先  
埼玉県農林部生産振興課 総務・野菜担当



048-830-4142

# 埼玉県「省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業」

## <補助対象となる機器・資材等>

○ 「省エネルギー生産管理マニュアル（改訂2版）」（農林水産省生産局、平成30年10月）に掲載された、燃油使用量削減に資する機器・資材等が補助対象になります。

対象	補助対象範囲	補助率・補助額上限
【機器類】 ヒートポンプ 循環扇 多段サーモ 局所加温装置 木質バイオマス暖房 等	<p>【補助対象となるもの】 機器代、付帯設備代（架台、ダクト等空調補助設備等）、設置工事費（本体設置のための基礎工事、電気工事含む）等。リースによる導入も可。</p> <p>【ならないもの】 廃棄・撤去費、消耗品等購入費、キュービクル（受電設備）等。</p> <p>【更新等の扱い】 新規導入、追加導入及び耐用年数が超過していない場合でも燃油削減機能向上に係る更新は対象。燃油削減機能向上に係る機器への切り替えでない更新は、耐用年数を超過していれば対象。</p>	補助率1/2以内かつ 上限額1,000万円/生産者
【被覆資材】	<p>【補助対象となるもの】 ・内張（固定・カーテン等）の被覆資材代、付帯資材代及び設置工事費等。</p> <p>【ならないもの】 ・廃棄・撤去費、消耗品等購入費は対象外。通常の外張被覆は対象外（多重化部分は対象）。</p> <p>【更新等の扱い】 新規導入、追加導入及び耐用年数が超過していない場合でも燃油削減機能向上に係る更新は対象。燃油削減機能向上に係る資材への切り替えでない更新は、耐用年数を超過していれば対象。</p>	補助率1/2以内かつ 上限額100万円/生産者
【種苗】	<p>【補助対象となるもの】 ・導入により燃油削減効果が見込まれる品目・品種であって、当該生産者が作付け実績のない種苗購入費。 ・作付面積に対し適正な量であり、かつ事業期間中に使用するものに限る。</p>	補助率1/2以内かつ 上限額10万円/生産者
【事業推進費】 ※事業実施主体のみ	<p>【補助対象となるもの】 ・賃金、郵送代、コピー代、事務消耗品、会議開催費等</p>	定額かつ生産者への総 補助額の2%以内

※いずれも交付決定後の着手分が補助の対象です。また、消費税分は補助対象になりません。

### <生産者が申請に必要な書類（→事業実施主体に提出）>

- 事業実施計画（事業参加者用）
- 補助対象の内容がわかる資料（見積書、カタログ等）、対象施設の根拠となる資料（共済等加入資料）等

### <事業実施主体が申請に必要な書類（→県に提出）>

- 事業実施計画書（事業実施主体用）
- 生産者の実施計画を取りまとめたもの



(農水省HP)

「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」

## 燃油・資材価格高騰に係る営農相談窓口

センター名	電話番号	担当する市町村名
さいたま農林振興センター	048-822-1007	さいたま市・川口市・鴻巣市・上尾市・草加市・蕨市・戸田市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・桶川市・北本市・伊奈町
川越農林振興センター	049-242-1804	川越市・所沢市・飯能市・狭山市・入間市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・ふじみ野市・三芳町・毛呂山町・越生町
東松山農林振興センター	0493-23-8582	東松山市・川島町・吉見町・滑川町・嵐山町・小川町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村
秩父農林振興センター	0494-25-1310	秩父市・小鹿野町・横瀬町・皆野町・長瀨町
本庄農林振興センター	0495-22-3116	本庄市・美里町・神川町・上里町
大里農林振興センター	048-526-2210	熊谷市・深谷市・寄居町
加須農林振興センター	0480-61-3911	加須市・羽生市・行田市
春日部農林振興センター	048-737-6311	春日部市・越谷市・久喜市・八潮市・三郷市・蓮田市・幸手市・吉川市・白岡市・松伏町・宮代町・杉戸町